

■男女別の育児休業取得率

（「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」項目から選択）

	女性	男性
育児休業取得率	100%	100%

- ▶対象期間：令和7年度（算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日）
- ▶算出方法：育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数
- ▶付記事項：育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。
 - （1）育児休業（産後パパ育休を含む。）
 - （2）育児介護休業法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は、第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業